第135期
定時株主総会招集ご通知

開催日時 2020年６月26日（金曜日）
午前10時

開催場所 東京都中央区日本橋一丁目15番１号
パーカービル　２階　会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

■議　案

第１号議案 剰余金処分の件

第２号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第３号議案 監査等委員である取締役１名選任の件

第４号議案 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第５号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の額決定の件

同封のご案内状をご参照いただき、株主総会の議決権行使は、極力、書面またはインターネットによる事前行使をいただきますようお願い申し上げます。

■目　次

第135期定時株主総会招集ご通知……1
議決権行使のご案内……2
株主総会参考書類……4
事業報告……13
連結計算書類……32
計算書類……36
監査報告書……40
株主総会会場ご案内図

日本パーカライジング株式会社
NIHON PARKERIZING CO.,LTD.
証券コード：4095

証券コード：4095
2020年６月11日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋一丁目15番１号
日本パーカライジング株式会社
代表取締役会長　里見　多一

第135期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第135期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　なお、同封の議決権行使書面の郵送又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年６月25日の午後５時15分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　時	**2020年６月26日（金曜日）午前10時　（受付開始：午前９時）**
2 場　所	東京都中央区日本橋一丁目15番１号 **パーカービル　２階　会議室**（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項　1. 第135期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第135期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項　第１号議案　剰余金処分の件 第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件 第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件 第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件 第５号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の額決定の件

以　上

■当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
■本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.parker.co.jp/）に掲載されておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
なお、本招集ご通知添付書類及び上記ウェブサイト掲載書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。
■株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.parker.co.jp/）に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の３つの方法がございます。

1．議決権の行使方法について

株主総会にご出席の場合

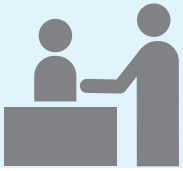

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時　（受付開始：午前9時）

書面による行使の場合

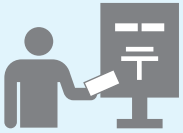

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時15分到着分まで

インターネットによる行使の場合

当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）に
アクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時15分入力分まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

2．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、**2020年６月25日（木曜日）午後５時15分まで**に、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

ＱＲコードを読み取る方法

スマートフォンでＱＲコードを読み取っていただくことで、ログインＩＤ・パスワードの入力が不要になります。

1．同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用ＱＲコード」を読み取ってください。

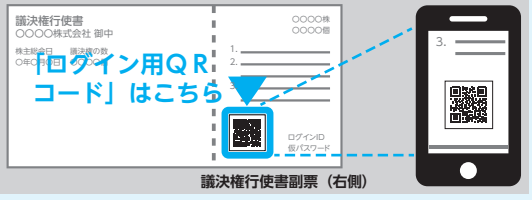

2．以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※上記方法での議決権行使は１回に限ります。
２回目以降のログインの際は、右記の「ログインＩＤ・仮パスワードを入力する方法」のご案内に従ってログインしてください。

ログインＩＤ・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト
（https://evote.tr.mufg.jp/）

1．パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。

2．同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご入力ください。

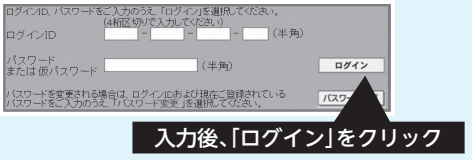

3．「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。

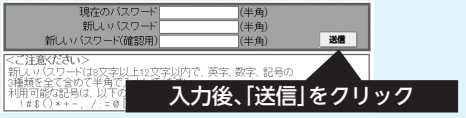

4．以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

(1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。
(2) パソコン、スマートフォン又は携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
(3) パソコン、スマートフォン又は携帯電話による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（通話料無料）　受付時間 9:00～21:00

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つと考え、業績動向、配当性向並びに将来の事業展開に必要な内部留保の水準等を総合的に勘案し、利益配分を決定しております。

配当につきましては、連結配当性向25％を目処に、将来の事業展開及び収益水準を勘案しつつ、安定した配当を継続的に実施することで、株主の皆様の期待に添うべく努力してまいりたいと考えております。

当期の剰余金の処分につきましては、上記の配当方針に基づき、以下の通りといたしたいと存じます。

なお、当期の期末配当につきましては、株主の皆様に対して更なる利益還元を促進するため、次の通り１株につき13円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当を加えました年間配当金は、前期に比べ１株につき２円増配の24円となります。

1.　期末配当に関する事項

1　配当財産の種類	金銭といたします。
2　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき金13円 総額　1,580,968,571円
3　剰余金の配当が効力を生じる日	2020年６月29日

（ご参考）１株当たり年間配当金／連結配当性向

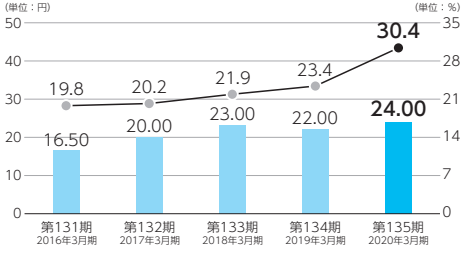

2.　剰余金の処分に関する事項

1　増加する剰余金の項目及びその額	別途積立金	2,500,000,000円
2　減少する剰余金の項目及びその額	繰越利益剰余金	2,500,000,000円

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位・担当	取締役会への出席状況
1	再任	里見（さとみ）　多一（かずいち）	取締役会長	100% (12／12回)
2	再任	田村（たむら）　裕保（ひろやす）	取締役管理本部長	100% (12／12回)
3	再任	吉田（よしだ）　昌之（まさゆき）	取締役技術本部長兼 総合技術研究所長	100% (12／12回)
4	新任	松本（まつもと）　満（みつる）	社外取締役（監査等委員）	100% (12／12回)
5	再任	江森（えもり）　史麻子（しまこ）	社外 独立	社外取締役（独立役員）	100% (10／10回)
6	再任	森（もり）　達哉（たつや）	社外 独立	社外取締役（独立役員）	90% (9／10回)

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 江森史麻子及び森達哉の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 江森史麻子及び森達哉の両氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。
4. 責任限定契約について
当社は江森史麻子及び森達哉の両氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 松本　満氏は、現在、当社の監査等委員である取締役でありますが、本総会終結の時をもって監査等委員である取締役を辞任する予定であります。

1 里見（さとみ） 多一（かずいち） 1947年12月8日生 再 任

■所有する当社の株式数
438,866株

■取締役会への出席状
100%（12／12回）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4 月	当社入社	2005年 6 月	当社取締役副社長
1987年 7 月	当社取締役	2011年 4 月	当社取締役社長
2000年 1 月	当社常務取締役	2017年 6 月	当社取締役会長
2003年 6 月	当社専務取締役		現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

里見多一氏は、1987年に取締役に就任した後、長年にわたり当社の経営全般を牽引しております。これらの経験及び実績をもとに、引き続き業務執行の監督を行い、当社の企業価値向上を実現するために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

2 田村（たむら） 裕保（ひろやす） 1960年6月5日生 再 任

■所有する当社の株式数
17,900株

■ 取締役会への出席状況
100%（12／12回）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4 月	当社入社	2015年 6 月	当社取締役管理本部長
2009年12月	当社経理部統括部長		現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

田村裕保氏は、財務、会計分野において豊富な業務経験と実績を有し、管理本部を統括しております。これらの経験及び実績をもとに、引き続き当社経営を担う適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

3 吉田（よしだ） 昌之（まさゆき） 1962年8月9日生 再　任

■所有する当社の株式数
3,766株

■ 取締役会への出席状況
100%（12／12回）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月	当社入社	2017年 6 月	当社取締役総合技術研究所長
2012年 4 月	当社総合技術研究所第一研究センター所長	2018年 4 月	当社取締役技術本部長兼総合技術研究所長
2013年 6 月	パーカー表面処理科技（上海）総経理		現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

吉田昌之氏は、薬品事業の技術開発に関する幅広い専門知識と高い見識を有し、技術本部を統括しております。これらの経験及び実績をもとに、引き続き当社経営を担う適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

4 松本（まつもと） 満（みつる） 1947年7月9日生 新　任

■所有する当社の株式数
0株

■ 取締役会への出席状況
100%（12／12回）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 4 月	新日本製鐵株式会社（現 日本製鉄株式会社）入社	2005年 4 月	同社営業統括本部副本部長
1997年 9 月	新日鉄情報通信システム株式会社（現 日鉄ソリューションズ株式会社）入社	2013年 5 月	同社退社
2004年 3 月	日鉄日立システムエンジニアリング株式会社入社	2017年 6 月	当社社外取締役（監査等委員）現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

松本満氏は、当社の監査等委員としての職務を適切に遂行するとともに、コーポレートガバナンス及びコンプライアンスの向上に努めてまいりました。これらの経験及び実績をもとに、業務執行の監督を行い、当社の企業価値向上を実現するために適切な人材と判断し、取締役候補者といたしました。

5 江森（えもり） 史麻子（しまこ） 1965年10月28日生

再　任　社　外　独　立

■所有する当社の株式数　0株

■取締役会への出席状況　100%（10／10回）

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年10月	弁護士登録
2003年 6 月	江森総合法律事務所開設
2004年 9 月	弁理士登録
2009年 3 月	大洋綜合法律事務所開設（現在に至る）
2009年 4 月	駒澤大学法科大学院准教授
2017年 4 月	駒澤大学法科大学院教授
2019年 6 月	当社社外取締役 現在に至る

■社外取締役候補者とした理由

江森史麻子氏は、弁護士としての専門的見地と豊富な経験を有しており、引き続き取締役会の監督機能とコンプライアンス強化のために適切な助言をいただけるものと判断といたしました。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、上記理由により、社外取締役候補者といたしました。

6 森（もり） 達哉（たつや） 1968年3月25日生

再　任　社　外　独　立

■所有する当社の株式数　0株

■取締役会への出席状況　90%（9／10回）

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年12月	株式会社あおぞら銀行入社
2006年 7 月	日本アジア投資株式会社入社
2010年 5 月	ニューホライズン・キャピタル株式会社入社
2012年11月	オフィス・プライフィス設立
2019年 6 月	当社社外取締役 現在に至る

■社外取締役候補者とした理由

森達哉氏は、経営コンサルタントとして複数の事業会社の経営に携わるなど、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、引き続き取締役会の監督機能とコーポレートガバナンス強化のために適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。

第３号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役松本 満氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、新たに監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

細金（ほそがね） 逸人（はやと） 1960年３月23日生　新　任

■所有する当社の株式数
10,700株

■ 取締役会への出席状況
100%（12／12回）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4 月	当社入社
2012年11月	当社製品事業本部中京事業部長
2015年 6 月	当社取締役タイパーカライジング㈱代表取締役社長
2019年 4 月	当社取締役経営企画本部長 現在に至る

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

細金逸人氏は、海外グループ会社の社長及び当社経営企画本部長として、当社グループ全体の経営を担ってまいりました。これらの経験及び実績をもとに、監査等委員の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者といたしました。

（注）候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

山崎（やまざき）　敏男（としお）　1950年１月25日生　社外　独立

■所有する当社の株式数

０株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 ４ 月	株式会社パーカーコーポレーション入社	2019年 ６ 月	同社顧問
2008年 ６ 月	同社取締役	2020年 ３ 月	同社退社
			現在に至る

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

山﨑敏男氏は、財務及び総務・人事の分野において豊富な経験と幅広い見識を有しており、監査等委員の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

（注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山﨑敏男氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 山﨑敏男氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は同氏を独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出る予定であります。
4. 責任限定契約について
当社は山﨑敏男氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の額決定の件

１．提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2016年６月29日開催の第131期定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入についてご承認いただき現在に至っておりますが、その後、監査等委員会設置会社へ移行したこと及び執行役員制度を導入したことに伴い、現在の取締役に対する本制度にかかる報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）及び執行役員（以下、これらをあわせて「取締役等」という。）に対する本制度に基づく報酬枠として、改めてご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行等に伴う手続き上のものであり、実質的な報酬の内容は既にご承認いただきました内容と同一であることから、相当であると考えております。なお、本制度の詳細につきましては、下記２.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

現時点において、本制度の対象となる取締役の員数は５名ですが、第２号議案が原案通り承認可決された場合は、対象となる取締役の員数は４名となります。

２．本制度における報酬等の額及び参考情報

（１）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、取締役会が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」という。）が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であり、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時といたします。

（２）当社が本信託に拠出する金額（報酬等の額）

当社は、2020年３月末日で終了した事業年度から2022年３月末日で終了する事業年度までの３事業年度（以下、当該３事業年度の期間及び当該３事業年度の経過後に開始する３事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」という。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を継続し、当初の対象期間に関して本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要となる株式を本信託が先行して取得するための資金として、240百万円（うち、取締役分として120百万円）を上限として本信託に拠出いたします。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間に、上記株式の取得資金として240百万円（うち、取締役分として120百万円）を上限として追加拠出を行います。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額（株式については、直前の対象期間の末日における時価とする。）と追加拠出される金銭の合計額は、本株主総会で承認を得た上限の範囲内といたします。

（3）当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、株式市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施いたします。

（4）取締役等に給付される当社株式等の具体的な内容

当社は、各事業年度に関して、取締役等の職務内容や責任等に応じて付与する役位別の基準ポイントをもとに、連結業績達成度等を勘案して計算される数のポイントを取締役等に付与します。

取締役等に付与される１事業年度あたりのポイント数の合計は、80,000ポイント（うち、取締役分として40,000ポイント）を上限とします。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（5）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます。ただし、本議案の承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。

（5）取締役等に対する給付時期

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時までに付与されたポイントを累積した数に応じた当社株式について、原則として退任後に本信託から給付を受けることができます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、一定割合について、当社株式の給付に代えて、時価で換算した金銭の給付を受ける場合があります。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

以　上

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当期における国内経済は、企業収益や雇用環境の改善を背景に当初は緩やかな回復基調でありましたが、期後半は米中貿易摩擦の長期化により製造業を中心に景気は悪化するとともに、消費税率引き上げの影響もあり、大変厳しい状況で推移いたしました。世界経済においても、中国経済の成長が鈍化した結果、各国経済も低水準で推移いたしました。また、期末にかけては新型コロナウイルスの感染拡大により、景気の先行きは一段と不透明な状況となりました。

当社グループを取り巻く事業環境は、主要取引先であります自動車業界では、消費税増税後の国内自動車生産は減少傾向で推移するとともに、中国の生産台数も前年割れが続くなど、厳しい状況で推移いたしました。もう一つの柱であります鉄鋼業界でも、海外メーカーとの競争激化により、厳しい事業環境で推移いたしました。

このような状況において、当社グループでは、今年度より第３次中期経営計画をスタートいたしました。表面改質のスペシャリストとして真のグローバルカンパニーを目指すため、３Ｇ経営（グローバル、グループ、ガバナンス）の確立に向け「グローバル競争に打ち勝つ成長戦略」、「グループ経営の最適化」、「ガバナンス改革」を基本方針として、グループ一丸となってガバナンスの強化に取り組むなど、目標達成に向けた諸施策を推進してまいりました。創業の精神である「誠実さと正直さ」に立ち返り、お客様に向き合い、迅速で的確なサービスと高品質製品の供給のため、培ってきたコア技術を基軸にイノベーションを起こしながら、グローバルな品質改善活動と研究開発体制の強化に努めてまいりました。

この結果、当期の連結業績は次の通りとなりました。
売上高は、119,028百万円（前期比7.9％減）、営業利益は、12,601百万円（前期比26.0％減）となりました。経常利益は、15,723百万円（前期比21.9％減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、9,449百万円（前期比17.3％減）となりました。

売上高
1,190億2千8百万円
前期比 **7.9％減**

営業利益
126億1百万円
前期比 **26.0％減**

経常利益
157億2千3百万円
前期比 **21.9％減**

親会社株主に帰属する当期純利益
94億4千9百万円
前期比 **17.3％減**

事業別の概況

薬品事業

■主要な事業内容

金属表面処理剤、防錆油、圧延油、塗料、工業用洗浄剤、無電解ニッケルめっき液の製造・販売他

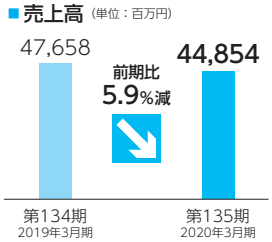

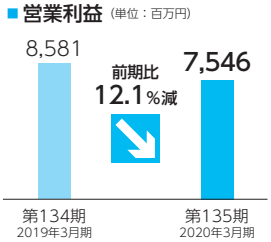

売上高は44,854百万円（前期比5.9％減）、営業利益は7,546百万円（前期比12.1％減）となりました。当事業部門は、金属などの表面に耐食性・耐摩耗性・潤滑性など機能性向上を目的とする化成皮膜を施し、素材の付加価値を高める薬剤などを中心に製造・販売しております。国内では、消費税増税や自然災害などの影響により自動車生産台数が減少したこともあり、減収で推移いたしました。また、海外需要も引き続き低調であり、タイや中国をはじめアジア各国で減収となるなど、全体として、減収減益となりました。

装置事業

■主要な事業内容

金属表面処理装置、粉体塗装装置、熱交換器等の製造・販売他

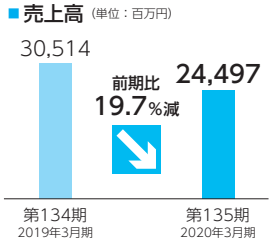

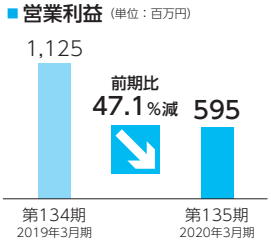

売上高は24,497百万円（前期比19.7％減）、営業利益は595百万円（前期比47.1％減）となりました。当事業部門は、輸送機器業界向けを中心に前処理設備・塗装設備・粉体塗装設備などを製造・販売しております。タイやインドネシアでは受注が増加しましたが、前期において国内及び中国で大型設備物件が売上計上された影響もあり、減収で推移いたしました。利益面では、中国における受注環境の厳しさから利益率が低下し、全体として、減収減益となりました。

加工事業

■主要な事業内容

防錆加工、熱処理加工、めっき処理他

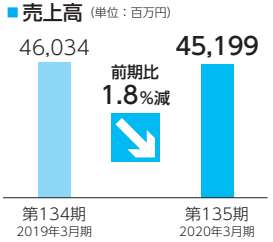

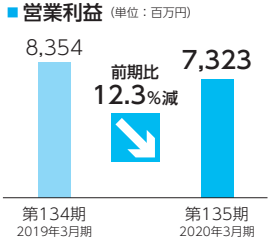

売上高は45,199百万円（前期比1.8％減）、営業利益は7,323百万円（前期比12.3％減）となりました。当事業部門は、熱処理加工・防錆加工・めっき処理などの表面処理の加工サービスを提供しております。国内外の加工処理需要は、自動車部品、建機油圧向けともに低調であったことから減収で推移いたしました。利益面では米国、タイの不振や、大型設備投資に関連した償却費が利益の押し下げ要因となり、全体として、減収減益となりました。

その他

■主要な事業内容

ビルメンテナンス事業、運送事業、太陽光発電事業他

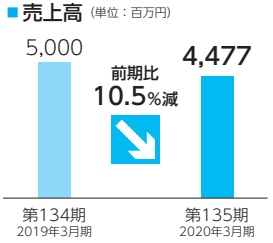

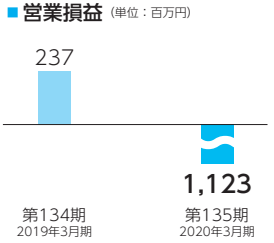

売上高は4,477百万円（前期比10.5％減）、営業損失は1,123百万円（前期は237百万円の黒字）となりました。その他の事業部門は、国内を中心に、ビルメンテナンス事業、運送事業、太陽光発電事業、新規事業などを営んでおります。韓国向けの商品販売において、韓国経済の低迷により取引先の経営環境が悪化し、債権回収に懸念が生じたことにより引当金を計上したため、減収減益となりました。

(事業の種類別セグメント売上高明細)

(単位：百万円)

区分 / 事業の種類別セグメント	売上高	
	金額	構成比
薬品事業	44,854	37.7%
装置事業	24,497	20.6%
加工事業	45,199	38.0%
その他	4,477	3.7%
合計	119,028	100.0%

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資の総額は8,974百万円であり、事業セグメント別の主なものは次の通りであります。

当期において継続中の主要な設備

薬品事業	当社	倉庫の新設
加工事業	パーカーツルテック㈱	熱処理加工工場の設備の増設
加工事業	佛山パーカー表面改質有限公司	熱処理加工工場の新設
加工事業	日照パーカー表面処理有限公司	熱処理加工工場の新設

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、昨年度に「グローバル競争に打ち勝つ成長戦略」、「グループ経営の最適化」、「ガバナンス改革」を基本方針とした第３次中期経営計画を策定し、３Ｇ経営（グローバル、グループ、ガバナンス）の確立に向けた活動を推進してまいりました。特にガバナンス強化にはグループ一丸となって積極的に取り組み、新たなガバナンス体制の構築に向けた機構改革を推進してまいりました。本年は第３次中期経営計画の２年目を迎え、引き続き表面改質のスペシャリストとして真のグローバルカンパニーを目指すため、以下のことを重点課題として、持続可能な成長を目指してまいります。

① グローバル競争に打ち勝つ成長戦略

当社コア技術を用いた新規事業の創出を推進するとともに、海外研究拠点を拡充するなど、新規市場開拓のための成長投資を積極的に行ってまいります。また、海外事業を拡大するため、グローバル人材を育成するとともに、Ｍ＆Ａも推進してまいります。

② グループ経営の最適化

既存事業の強化及び計画的・効率的な自動化・省力化による生産性向上を図るため、グループ再編を進めるとともに、グローバルでの製造体制の見直しを推進してまいります。また、将来の成長分野への投資を推進するため、研究管理体制の見直しや間接部門の生産性向上などにより経営効率を高めてまいります。

③ ガバナンス改革

お客様、社会からより一層の信頼を得られる会社であるため、グループガバナンスの強化と品質保証体制の確立に取り組んでまいります。また、継続的なコンプライアンス意識の醸成を図り、企業風土の改革に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分		第131期 2016年３月期	第132期 2017年３月期	第133期 2018年３月期	第134期 2019年３月期	第135期 2020年３月期
売上高	(百万円)	109,063	109,569	114,840	129,207	119,028
経常利益	(百万円)	17,921	18,779	20,750	20,130	15,723
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	10,320	12,228	12,721	11,424	9,449
１株当たり当期純利益	(円)	83.24	99.14	104.85	94.20	78.87
総資産額	(百万円)	189,377	197,260	219,988	218,818	216,773

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. １株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年２月16日) 等を第134期の期首から適用しており、第133期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

■ 売上高 (単位：百万円)

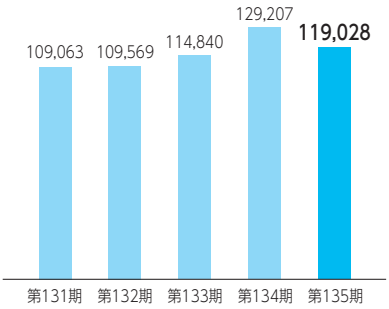

■ 経常利益 (単位：百万円)

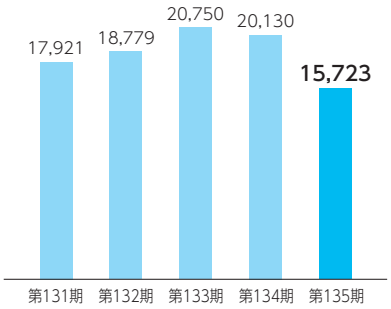

■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

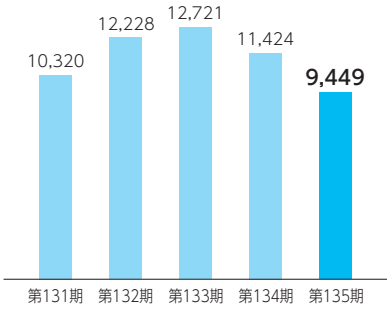

■ １株当たり当期純利益 (単位：円)

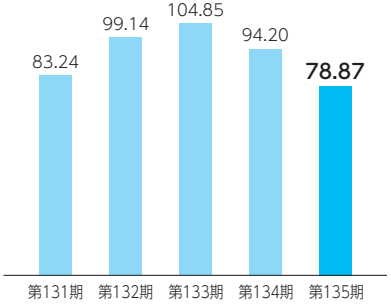

■ 総資産額 (単位：百万円)

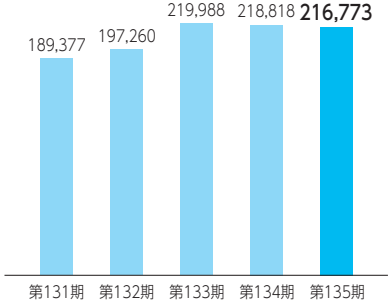

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
パーカー加工株式会社	416百万円	69.7%	防錆加工及び塗装処理
パーカーエンジニアリング株式会社	494	90.0	防錆加工装置等の製造、販売
浜松熱処理工業株式会社	150	45.0	熱処理加工
日本カニゼン株式会社	428	100.0	無電解ニッケルめっき液の製造・販売及び加工
パーカーツルテック株式会社	28百万US$	100.0	防錆加工及び熱処理加工
タイパーカライジング株式会社	28百万Bht	49.0	金属表面処理剤の製造・販売、防錆加工及び熱処理加工

当社の連結子会社は、上記重要な子会社の状況に記載した６社を含め47社であり、持分法適用会社は11社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

薬品事業	金属表面処理剤、防錆油、圧延油、塗料、工業用洗浄剤、無電解ニッケルめっき液の製造・販売他
装置事業	金属表面処理装置、粉体塗装装置、熱交換器等の製造・販売他
加工事業	防錆加工、熱処理加工、めっき処理他
その他	ビルメンテナンス事業、運送事業、太陽光発電事業他

(8) 主要な事業所

主要拠点、主要な子会社の名称及び所在地

当　　社：本社（東京都中央区）、
総合技術研究所（神奈川県平塚市）、
東日本事業部（神奈川県平塚市）、西日本事業部（大阪府吹田市）

子会社：パーカー加工株式会社　（本社　東京都中央区、10工場）
パーカーエンジニアリング株式会社　（本社　東京都中央区、５営業所）
浜松熱処理工業株式会社　（本社　静岡県浜松市、４工場）
日本カニゼン株式会社　（本社　東京都足立区、２営業所、３工場）
パーカーツルテック株式会社　（本社　米国）
タイパーカライジング株式会社　（本社　タイ）

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,385名	32名増

（注）上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	671 百万円
日本生命保険相互会社	350
株式会社三井住友銀行	274

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 132,604,524株

(3) 当期末株主数 4,157名

▶ **所有者別持株比率**

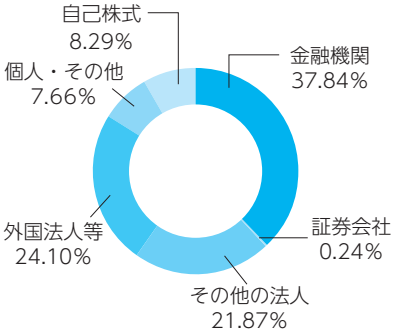

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	8,783 千株	7.22 %
日本生命保険相互会社	7,015	5.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,605	4.60
明治安田生命保険相互会社	5,578	4.58
株式会社千葉銀行	4,765	3.91
株式会社雄元	4,708	3.87
公益財団法人里見奨学会	4,633	3.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,108	3.37
株式会社三井住友銀行	3,113	2.56
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 日本製鉄退職金口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	2,664	2.19

(注) 1. 当社は、自己株式10,991千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 当社は「株式給付信託（BBT）」を導入しており、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（以下「信託E口」といいます。）が当社株式176千株を取得しております。信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

(5)その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、次の通り自己株式を取得いたしました。

1．2019年２月４日開催の取締役会決議
①取得日　2019年４月１日～2019年４月18日
②取得株式の総数　140千株
③取得価額の総額　207百万円

2．2019年11月８日開催の取締役会決議
①取得日　2019年11月11日
②取得株式の総数　800千株
③取得価額の総額　1,024百万円

3．2020年２月７日開催の取締役会決議
①取得日　2020年２月10日
②取得株式の総数　500千株
③取得価額の総額　592百万円

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2020年３月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	里見 多一	最高経営責任者
代表取締役社長	佐藤 乾太郎	最高執行責任者
取締役	細金 逸人	経営企画本部長
取締役	田村 裕保	管理本部長
取締役	吉田 昌之	技術本部長兼総合技術研究所長
取締役	江森 史麻子	
取締役	森 達哉	
取締役（監査等委員）	松本 満	
取締役（監査等委員）	久保田 正治	
取締役（監査等委員）	近 浩二	

(注) 1. 取締役 江森史麻子、森 達哉、松本 満、久保田正治及び近 浩二の各氏は、社外取締役であり、また株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 当社は、監査等委員会の事務局として、内部監査室がその職務遂行を補助し、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 2019年６月27日開催の第134期定時株主総会終結の時をもって取締役 荒木達也、渡邊正高及び里見康夫の各氏は、任期満了により退任いたしました。
4. 2019年６月27日開催の第134期定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員） 菅 博敏、武田嘉和及び西村光治の各氏は、任期満了により退任いたしました。
5. 2019年６月27日開催の第134期定時株主総会において江森史麻子及び森 達哉の両氏は、取締役に就任いたしました。
6. 2019年６月27日開催の第134期定時株主総会において久保田正治及び近 浩二の両氏は、取締役（監査等委員）に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く。）	10名	216百万円	（うち社外取締役 2名 11百万円）
取締役（監査等委員）	6名	26百万円	（うち社外取締役 5名 24百万円）

（注）1. 2017年6月29日開催の第132期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額40百万円以内と決議いただいております。
2. 上記には、2019年6月27日開催の第134期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）3名及び監査等委員である取締役3名が含まれております。
3. 上記報酬等の額のほか、使用人兼務取締役に対し使用人分給与相当額（賞与を含む。）を21百万円支給しております。
4. 上記報酬等の額には、2016年6月29日開催の第131期定時株主総会決議に基づき、導入された取締役に対する業績連動型株式報酬制度の役員株式給付引当金繰入額21百万円は含めておりません。

(4) 社外役員に関する事項

①取締役

ⅰ　重要な兼職先と当社との関係

取締役 江森史麻子氏は、大洋綜合法律事務所所属の弁護士でありますが、当該事務所と当社との間に重要な取引関係はありません。

ⅱ　特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ⅲ　当事業年度における主な活動状況

氏　名	区　分	主な活動状況
江森史麻子	社外取締役	2019年６月27日就任以降に開催された取締役会10回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
森　達哉	社外取締役	2019年６月27日就任以降に開催された取締役会10回のうち９回に出席し、主に経営者としての経験と知見に基づく発言を行っております。

②取締役（監査等委員）

ⅰ　重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員）　久保田正治氏は、神宮前法律事務所の弁護士でありますが、当該事務所と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役（監査等委員）　近　浩二氏は、株式会社星和ビジネスリンクの代表取締役でありますが、当該法人と当社との間に重要な取引関係はありません。

ⅱ　特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ⅲ　当事業年度における主な活動状況

氏　　名	区　　分	主　　な　　活　　動　　状　　況
松本　　満	社外取締役 監査等委員	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会25回の全てにそれぞれ出席し、主にコーポレートガバナンスの強化、監査・監督機能の充実のための見地から発言を行っております。
久保田正治	社外取締役 監査等委員	2019年６月27日就任以降に開催された取締役会10回の全てに、また、監査等委員会21回の全てにそれぞれ出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
近　　浩二	社外取締役 監査等委員	2019年６月27日就任以降に開催された取締役会10回の全てに、また、監査等委員会21回の全てにそれぞれ出席し、主に経営者としての経験と知見に基づく発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

85百万円

②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

85百万円

(注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

なお、当社の重要な子会社のうち、パーカー加工㈱及びタイパーカライジング㈱は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は会計監査人の適格性、専門性及び独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項及びその運用状況の概要は、次の通りであります。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①コンプライアンス基本規程及び役職員行動規範に基づき、コンプライアンス委員会、統括者、責任者を中心としたコンプライアンス体制の維持を図ることとする。

②内部監査部門としての内部監査室は、業務運営の状況を把握し、その改善を指導・支援することとする。

③法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、ヘルプラインに関する規程に基づき社内通報システムを運用することとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報については、当社の文書に関する社内規程に従い、その保存媒体に応じて適切に保存・管理することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会、統括者、責任者を中心としたリスク管理体制を維持し、グループ会社全体のリスクを総括的に管理するものとする。

②内部監査部門としての内部監査室はリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会を原則として月１回定時に開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとし、当社及びグループ会社に影響を及ぼす重要事項については、事前に執行役員会において議論を行い、取締役会の審議を経て執行決定を行うものとする。

②業務の迅速化・適正化を更に高めるため、ＩＴを積極的に活用し、取締役の職務執行の効率化に寄与するものとする。

③取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌及び稟議取扱規程に基づき執行することとする。

(5) グループ会社における業務の適正を確保するための体制

①グループ会社全てに適用する行動指針としてのグループ会社行動原則のもと、これに基づきグループ各社で定めた諸規程をもってグループ会社における業務の適正を確保するものとする。

②子会社管理規程に基づく当社への決裁・報告制度によりグループ会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。

③グループ会社は、当社の経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社コンプライアンス委員会に報告するものとする。コンプライアンス委員会は直ちに監査等委員会に報告を行うとともに意見を述べることができるものとする。監査等委員会は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制並びに当該使用人の独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

①監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、必要な人材を任命するものとする。

②補助者の任命、評価、異動、懲戒については、監査等委員会の同意を要するものとする。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①取締役及び使用人は、法定の事項に加え、執行役員会の審議案件、内部監査の監査結果、ヘルプラインシステムの通報状況並びに当社及びグループ会社に重大な影響を与える事項について、監査等委員会に都度報告するものとする。

②当該報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。

②監査等委員会は役付取締役、会計監査人及び内部監査室との定期的な意見交換会をそれぞれ開催するものとする。

③監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、当該費用が監査等委員会の職務の執行に必要と認める場合には、これを速やかに支払うものとする。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当社グループのリスク管理体制を構築するため、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会、統括者及び責任者を中心にリスクの抽出及び管理の徹底を図っております。内部監査室はリスクの管理状況を監査しております。

コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス委員会を中心に「コンプライアンス基本規程」及び「役職員行動規範」等に基づいた定期的なコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス体制を維持しております。

監査等委員会は、監査の実効性を確保するため、取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的又は必要に応じて随時情報交換を行い、法定事項、執行役員会の審議案件及び内部監査の監査結果等の当社グループに重大な影響を与える事項についての報告を受けるほか、社外取締役との意見交換会を定期的に実施するなど連携の強化に取り組んでおります。また、内部統制システムの運用状況について、適宜報告を求めるとともに取締役会に対して意見表明を行うなど監査の実効性強化にも努めております。

社外取締役は、原則毎月開催される取締役会などの重要な会議に出席するほか、代表取締役との定期的な会合を行うことにより、経営の監督機能の強化及び向上を図っております。

子会社及び関係会社に対しては、「内部統制基本方針」及び「子会社管理規程」等に基づき、内部統制委員会を中心にグループ統括本部が統括し、子会社及び関係会社の業務の適正の確保及びガバナンス体制の強化を図っております。また、監査等委員会及び内部監査室が定めた内部統制システムに関する実施基準に準拠し、子会社及び関係会社の役員に対して、その運用状況について報告を受けております。

【コーポレート・ガバナンス体制図】

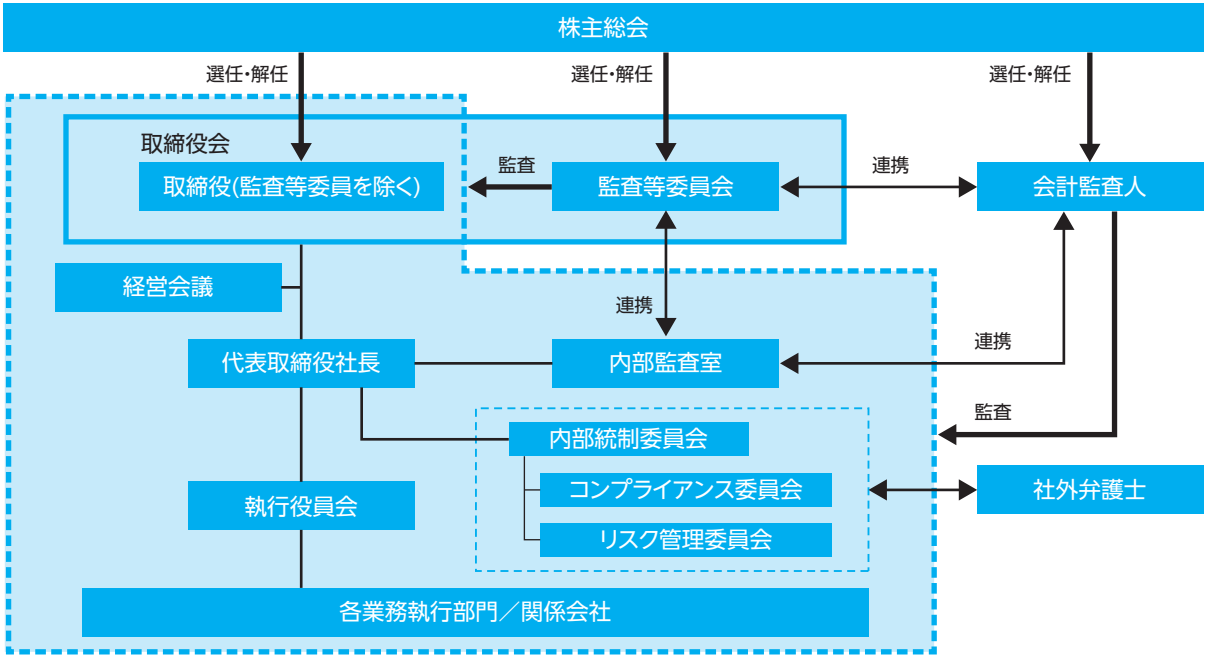

連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目 ＼ 期別	第135期 (2020年3月31日現在)	(ご参考) 第134期 (2019年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	**111,034**	**111,687**
現金及び預金	59,992	55,070
受取手形及び売掛金	36,420	40,583
有価証券	2,676	3,243
たな卸資産	9,791	10,270
その他	3,614	2,682
貸倒引当金	△1,460	△163
固定資産	**105,739**	**107,130**
有形固定資産	**62,476**	**60,976**
建物及び構築物	22,419	22,549
機械装置及び運搬具	16,819	17,574
土地	16,589	16,088
建設仮勘定	4,515	2,717
その他	2,133	2,045
無形固定資産	**2,489**	**2,307**
投資その他の資産	**40,773**	**43,846**
投資有価証券	29,245	32,612
繰延税金資産	2,268	1,721
その他	9,362	9,609
貸倒引当金	△103	△97
資産合計	**216,773**	**218,818**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

科目 ＼ 期別	第135期 (2020年3月31日現在)	(ご参考) 第134期 (2019年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	**31,384**	**37,226**
支払手形及び買掛金	18,473	22,557
短期借入金	—	50
1年内返済予定の長期借入金	511	769
未払法人税等	1,843	2,594
賞与引当金	2,447	2,697
その他	8,107	8,558
固定負債	**14,441**	**14,832**
長期借入金	983	1,214
退職給付に係る負債	9,819	9,549
繰延税金負債	1,647	2,984
その他	1,990	1,083
負債合計	**45,826**	**52,059**
純資産の部		
株主資本	**136,183**	**131,253**
資本金	4,560	4,560
資本剰余金	4,300	4,350
利益剰余金	137,710	130,910
自己株式	△10,388	△8,568
その他の包括利益累計額	**7,051**	**9,203**
その他有価証券評価差額金	7,208	9,382
繰延ヘッジ損益	55	△0
為替換算調整勘定	△244	△226
退職給付に係る調整累計額	31	47
非支配株主持分	**27,713**	**26,302**
純資産合計	**170,947**	**166,759**
負債及び純資産合計	**216,773**	**218,818**

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目 ＼ 期別	第135期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）	（ご参考）第134期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
売上高	**119,028**	**129,207**
売上原価	**78,816**	**85,228**
売上総利益	**40,211**	**43,978**
販売費及び一般管理費	27,609	26,955
営業利益	**12,601**	**17,023**
営業外収益	**4,096**	**3,759**
受取利息	418	353
受取配当金	680	660
持分法による投資利益	1,321	1,134
受取技術料	426	463
受取賃貸料	785	461
その他	462	684
営業外費用	**974**	**652**
支払利息	38	50
賃貸費用	321	–
棚卸資産除却損	–	174
為替差損	141	3
その他	472	423
経常利益	**15,723**	**20,130**
特別利益	**589**	**56**
固定資産売却益	219	56
国庫補助金	289	–
投資有価証券売却益	81	0
特別損失	**752**	**694**
固定資産除売却損	295	170
固定資産圧縮損	270	–
投資有価証券評価損	185	100
関係会社株式売却損	–	212
関係会社出資金評価損	–	117
減損損失	–	79
その他	1	12
税金等調整前当期純利益	**15,560**	**19,492**
法人税、住民税及び事業税	4,176	5,505
法人税等調整額	△32	72
当期純利益	**11,416**	**13,914**
非支配株主に帰属する当期純利益	1,967	2,490
親会社株主に帰属する当期純利益	**9,449**	**11,424**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自2019年４月１日　至2020年３月31日）　　（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,560	4,350	130,910	△8,568	131,253
当期変動額					
剰余金の配当			△2,649		△2,649
親会社株主に帰属する当期純利益			9,449		9,449
自己株式の取得		△129		△1,824	△1,954
自己株式の処分		39		4	43
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		39			39
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減		0		△0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	△50	6,800	△1,820	4,929
当期末残高	4,560	4,300	137,710	△10,388	136,183

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	9,382	△0	△226	47	9,203	26,302	166,759
当期変動額							
剰余金の配当							△2,649
親会社株主に帰属する当期純利益							9,449
自己株式の取得							△1,954
自己株式の処分							43
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							39
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減							0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,174	55	△17	△16	△2,152	1,411	△741
当期変動額合計	△2,174	55	△17	△16	△2,152	1,411	4,188
当期末残高	7,208	55	△244	31	7,051	27,713	170,947

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書　ご参考（第134期）

（自2018年４月１日　至2019年３月31日）　（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,560	4,286	122,455	△7,539	123,762
当期変動額					
剰余金の配当			△2,968		△2,968
親会社株主に帰属する当期純利益			11,424		11,424
自己株式の取得				△993	△993
自己株式の処分				15	15
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		64		△50	13
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	－	64	8,455	△1,028	7,490
当期末残高	4,560	4,350	130,910	△8,568	131,253

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	12,943	3	1,693	△50	14,589	24,902	163,255
当期変動額							
剰余金の配当							△2,968
親会社株主に帰属する当期純利益							11,424
自己株式の取得							△993
自己株式の処分							15
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							13
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減							△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,560	△3	△1,920	98	△5,386	1,399	△3,986
当期変動額合計	△3,560	△3	△1,920	98	△5,386	1,399	3,503
当期末残高	9,382	△0	△226	47	9,203	26,302	166,759

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（単位：百万円）

科目 ＼ 期別	第135期 (2020年3月31日現在)	(ご参考) 第134期 (2019年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	**46,885**	**47,318**
現金及び預金	24,383	21,267
受取手形	4,874	6,018
売掛金	12,742	13,852
有価証券	1,500	1,500
商品及び製品	1,037	1,045
仕掛品	81	66
原材料及び貯蔵品	1,039	1,164
前渡金	20	245
前払費用	156	143
一年内回収予定の長期貸付金	728	485
その他	1,768	1,694
貸倒引当金	△1,449	△164
固定資産	**66,448**	**68,205**
有形固定資産	**23,133**	**21,586**
建物	8,113	8,128
構築物	556	505
機械装置	3,011	2,624
車輌運搬具	44	48
工具器具備品	691	711
土地	10,137	9,181
リース資産	43	71
建設仮勘定	536	314
無形固定資産	**212**	**238**
投資その他の資産	**43,101**	**46,380**
投資有価証券	19,925	23,408
関係会社株式	12,247	11,999
関係会社出資金	5,499	4,999
長期貸付金	3,335	3,520
保証金	324	324
繰延税金資産	111	—
その他	1,737	2,212
貸倒引当金	△80	△82
資産合計	**113,333**	**115,524**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

科目 ＼ 期別	第135期 (2020年3月31日現在)	(ご参考) 第134期 (2019年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	**24,029**	**24,084**
支払手形	695	1,178
買掛金	6,582	7,542
リース債務	22	49
未払金	1,989	1,619
未払費用	628	799
未払法人税等	559	959
未払消費税等	340	210
預り金	11,571	9,428
前受金	22	255
賞与引当金	1,390	1,630
その他	226	410
固定負債	**7,746**	**8,760**
長期借入金	200	200
リース債務	20	21
退職給付引当金	6,925	6,857
役員株式給付引当金	103	80
繰延税金負債	—	1,072
その他	496	528
負債合計	**31,775**	**32,845**
純資産の部		
株主資本	**74,862**	**73,950**
資本金	**4,560**	**4,560**
資本剰余金	**4,046**	**4,046**
資本準備金	3,912	3,912
その他資本剰余金	133	133
利益剰余金	**76,888**	**74,152**
利益準備金	1,140	1,140
その他利益剰余金	75,748	73,011
配当積立金	500	500
研究開発積立金	500	500
固定資産圧縮積立金	310	336
別途積立金	68,700	62,400
繰越利益剰余金	5,737	9,275
自己株式	**△10,632**	**△8,808**
評価・換算差額等	**6,695**	**8,728**
その他有価証券評価差額金	**6,695**	**8,728**
純資産合計	**81,557**	**82,678**
負債及び純資産合計	**113,333**	**115,524**

損益計算書

（単位：百万円）

科目 ＼ 期別	第135期 （2019年4月1日から 2020年3月31日まで）	（ご参考） 第134期 （2018年4月1日から 2019年3月31日まで）
売上高	**46,786**	**51,381**
売上原価	**30,192**	**33,572**
売上総利益	**16,593**	**17,808**
販売費及び一般管理費	13,413	12,641
営業利益	**3,179**	**5,166**
営業外収益	**4,710**	**4,514**
受取利息	125	133
受取配当金	2,437	2,451
受取賃貸料	833	431
受取技術料	1,065	1,158
為替差益	–	48
その他	248	291
営業外費用	**753**	**376**
支払利息	15	14
賃貸費用	386	–
たな卸資産除却損	–	159
為替差損	139	–
その他	211	202
経常利益	**7,136**	**9,305**
特別利益	**304**	**2,082**
固定資産売却益	152	–
投資有価証券売却益	152	–
抱合せ株式消滅益	–	2,076
その他	–	6
特別損失	**448**	**286**
固定資産除売却損	370	110
投資有価証券売却損	70	–
投資有価証券評価損	–	100
関係会社出資金評価損	–	68
その他	7	6
税引前当期純利益	**6,992**	**11,102**
法人税、住民税及び事業税	1,837	2,320
法人税等調整額	△286	△151
当期純利益	**5,441**	**8,933**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自2019年４月１日　至2020年３月31日）　　（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金						
					配当積立金	研究開発積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	4,560	3,912	133	1,140	500	500	336	62,400	9,275	△8,808	73,950
当期変動額											
剰余金の配当									△2,705		△2,705
固定資産圧縮積立金の取崩							△25		25		－
別途積立金の積立								6,300	△6,300		－
当期純利益									5,441		5,441
自己株式の取得										△1,824	△1,824
自己株式の処分			0							0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											－
当期変動額合計	－	－	0	－	－	－	△25	6,300	△3,538	△1,824	911
当期末残高	4,560	3,912	133	1,140	500	500	310	68,700	5,737	△10,632	74,862

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	8,728	8,728	82,678
当期変動額			
剰余金の配当			△2,705
固定資産圧縮積立金の取崩			－
別途積立金の積立			－
当期純利益			5,441
自己株式の取得			△1,824
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,032	△2,032	△2,032
当期変動額合計	△2,032	△2,032	△1,121
当期末残高	6,695	6,695	81,557

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書　ご参考（第134期）

（自2018年４月１日　至2019年３月31日）　（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金						
					配当積立金	研究開発積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	4,560	3,912	133	1,140	500	500	355	57,500	8,207	△7,041	69,768
当期変動額											
剰余金の配当									△2,984		△2,984
固定資産圧縮積立金の取崩							△19		19		－
別途積立金の積立								4,900	△4,900		－
当期純利益									8,933		8,933
自己株式の取得										△1,781	△1,781
自己株式の処分										15	15
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△19	4,900	1,068	△1,766	4,182
当期末残高	4,560	3,912	133	1,140	500	500	336	62,400	9,275	△8,808	73,950

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	11,983	11,983	81,751
当期変動額			
剰余金の配当			△2,984
固定資産圧縮積立金の取崩			－
別途積立金の積立			－
当期純利益			8,933
自己株式の取得			△1,781
自己株式の処分			15
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△3,255	△3,255	△3,255
当期変動額合計	△3,255	△3,255	927
当期末残高	8,728	8,728	82,678

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月20日

日本パーカライジング株式会社
取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　川　原　光　爵　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　那　須　伸　裕　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　千　葉　達　哉　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、日本パーカライジング株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本パーカライジング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月20日

日本パーカライジング株式会社
取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川　原　光　爵　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　那　須　伸　裕　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　千　葉　達　哉　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本パーカライジング株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第135期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第135期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

（1）　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人　ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月21日

日本パーカライジング株式会社　監査等委員会

監査等委員　松　本　　満　㊞

監査等委員　久保田　正　治　㊞

監査等委員　近　　浩　二　㊞

(注)　監査等委員　松本　満、久保田正治及び近　浩二は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会場 パーカービル　2階　会議室
東京都中央区日本橋一丁目15番1号
電話03（3278）4333

交通　東京メトロ　○銀座線　○東西線
都営地下鉄　○浅草線

「日本橋駅」 Ｄ２出口 より徒歩約１分

※ 当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、 お車でのご来場はご遠慮願います。

日本パーカライジング株式会社
NIHON PARKERIZING CO.,LTD.
https://www.parker.co.jp/

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

VEGETABLE OIL INK

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。